

三次市教育委員会議案第12号

三次市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

令和3年5月27日

三次市教育長 迫 田 隆 範

三次市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（案）

三次市教育長に対する事務委任規則（平成16年三次市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（教育長の専決処分）

第3条 非常災害等のため教育委員会の会議を開催する時間的余裕がないとき又は緊急やむを得ないときは、第1条の規定にかかわらず、教育長において専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、教育長は、これを次の教育委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。